

## —入札までの留意事項について—

入札に参加する際には、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)を熟覧するとともに、次に掲げる事項に留意して下さい。

1 企業の皆様の執務室への立入制限を行っております。特に、設計・積算担当課室への入室は禁止といたします。

2 図面、特記仕様書等に関する質問については、所定の手続に従って下さいようお願いします。

3 予定価格、調査基準価格、入札参加者数及びJVの組み合わせについて教示するよう要求する行為並びに自社積算の内訳確認など、不当な働きかけに該当するおそれのある行為については、記録、公表される場合があります。

4 官庁内部の者と連絡して、密かに予定価格を探知するような行為については、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)の「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為」に該当すると解されております。

5 公共工事入札契約適正化法第10条により、入札談合等(独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為)があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することが義務づけられております。

6 書面により入札箱に投函された入札書及び電子入札システムにより提出された入札書については、入札心得第6条各号に該当するものを除き、入札書は有効なものとして取扱うこととされています。入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由とする入札書の取り下げはできませんので留意して下さい。

なお、入札価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施します。その結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合は、落札者としないことがあります。

また、落札決定後に当該契約を辞退した場合は、原則として指名停止を行うことになります。